

第三次男女共同参画推進計画の総括と次期計画の方向性

第三次男女共同参画推進計画						現状分析		今後の方向性					
目標	個別目標	No	主な事業	指標	現況	問	令和4年度意識・実態調査結果	国の状況・社会情勢	基本計画での方向性	第四次推進計画の方向性			
目標1 くともみとめあう 多様な生き方をみとめあう 社会づくり	(1)人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。	9	広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発	性別役割分担意識に反対する人の割合 (区政モニターアンケート) 70%	令和4年度 69.1%	区民3 中学生4	性別役割分担意識は、「反対(合計)」が7割台半ば近く、「賛成(合計)」が1割台半ば近くとなっています。前回調査と比較すると、「反対(合計)」は19.1ポイント増加、「賛成(合計)」は16.7ポイント減少しています。中学生調査でも同様の傾向が見られます。性別で見ると、「反対(合計)」は「女性」(78.5%)が「男性」(65.5%)よりも13.0ポイント高くなっています。一方、「男女の地位が平等になっているか」について8分野で聞いたところ、「学校教育の場」以外の7分野で「男性優遇」が「平等」を上回り、前回調査と比べても「男性優遇」と回答した人の割合が増加しています。	国は令和2年度に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、その中で「教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」を進めています。令和4年度に内閣府が実施した「男女共同参画に関する世論調査」では、「反対(合計)」が64.3%、「賛成(合計)」が33.5%となっており、新宿区は国に比べて性別役割分担意識の解消が進んでいることが分かります。一方、同調査の「各分野の男女の地位の平等感」について8分野でみると、「男性優遇」が「平等」を上回っており、新宿区と同様の傾向が見られました。	男女があらゆる分野で等しく参画できるよう固定的性別役割分担意識の解消をめざし幅広い世代に向けて意識啓発を行い、個人の人権が尊重され個性と能力を發揮できる社会づくりを進めていきます。	●固定的な性別役割分担意識の解消には、大人から子どもまでの意識の変革が必要となります。近年は性別役割分担意識は払拭されつつありますが、引き続き未来を担う若年層からの啓発に力をいれていく必要があります ●日常生活の様々な場面において、未だ男性優遇の意識が根強く残っており、男女平等感を十分に実感できる状況には至っていません。講座や情報誌での理解促進をより一層推進していきます。 ●すべての女性の生涯を通じた健康づくりを支援するため、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりを推進するほか、発達段階に応じた性教育、思春期や更年期の健康問題等について、誰もが理解を深めることが重要です。 ●社会的な関心の高まりや社会の動きを受け、区民に対し性的マイノリティ(LGBT等)や性の多様性への意識啓発や支援、加えて庁内の職員への理解促進に取り組んでいきます。			
	(2)固定的な性別役割分担意識を解消します。	19	若い世代に向けた意識啓発	①若者対象講座の満足度 80% ②若者のつどいの開催 年1回	①令和4年度 84% ②令和4年度 1回								
	(3)ライフステージに応じた健康支援を行います。	26	女性の健康支援	①女性の健康支援センターの認知度 20% ②女性の健康づくりサポーターの活動回数 年10回 ③女性の健康支援センターの利用者数 1,500人	①令和4年度 15.3% ②令和4年度 8回 ③令和4年度 1,000人								
	—	—	—	—	—						区民23 区民25 -2 中学生9	周りに自分の性自認や性的指向について悩んでいる人の有無を聞いたところ、「いる(いた)」が2割強、中学生調査では2割近くとなっています。また、自分の性自認や性的指向について悩んだことのある方に、誰かに相談(打ち明ける)ことができたかを聞いたところ、「相談できた(打ち明けられた)」が2割近くとなっています。	日本においても、2020東京オリンピック・パラリンピックが契機となり、性的指向・性自認に関する取組みが進展しつつあります。
目標2 くともにささえあう ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進	(1)働き方に対する意識啓発を推進します。	30	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合(区政モニターアンケート)80%	令和4年度 70%	区民2 区民18	「WLB」の認知度(84.2%)は8割台半ば近くと高くなっています。一方、WLBの理想と現実、現実では42.0%の人が仕事を優先している結果となっています。	近年、女性活躍推進法や働き方改革関連法、育児・介護休業法等の法整備も進み、企業においても柔軟な働き方や子育て・介護と仕事を両立できる多様な制度の導入により、性別を問わず、生活と仕事を両立できる環境づくりが進んでいます。	先駆的に女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組を紹介・表彰するなど、働きやすい職場づくりを支援していきます。また、中小企業等における取組みの推進のために、個々の企業の認識や実態・課題に合わせたきめ細かな支援を行っていきます。	●引き続き、男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりが進むよう、継続してワーク・ライフ・バランスを推進していきま。また、中小企業に対して、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことの重要性を理解、認識してもらうことが必要です。			
	(2)仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。	31	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定 推進企業及び企業数年20社 推進企業年5社、推進宣言企業年15社	推進企業6社 推進宣言企業4社						企業20	WLBの推進の重要性は、肯定的評価が6割弱、否定的評価が2割弱、「わからない」が1割台半ばを超えています。	男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、長時間労働の抑制など働き方の見直し等を進められるように普及啓発や支援を行い、仕事と生活が調和した職場づくりを推進していきます。また、介護と子育てに直面している当事者や企業に対して、働き続けることができる環境の整備を進めるよう啓発に努めます。
	(3)子育てや介護と仕事を両立できる支援を行います。	40	着実な保育所待機児童対策の推進	保育所待機児童数0人	保育所待機児童数 0人						企業22	WLBを推進するために行政に期待することは、「保育所、学童保育、介護施設などの充実」(36.2%)が3割台半ばを超えて最も高くなっています。	新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務やサテライトオフィスでの勤務などのテレワークやフレックスタイムの導入等、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が飛躍的に発展しました。
53	介護保険サービスの基盤整備	①小規模多機能型居宅介護等の登録定員数 9所 241人 ②認知症高齢者グループホームの定員数 14所 252人 ③ショートステイの定員数 12所 132人 ④区内特別養護老人ホームの定員数 10所 749人	①令和4年度 9所 241人 ②令和4年度 12所 198人 ③令和4年度 12所 119人 ④令和4年度 10所 762人										

第三次男女共同参画推進計画					現状分析		今後の方向性				
目標	個別目標	No	主な事業	指標	現況	問	令和4年度意識・実態調査結果	国の状況・社会情勢	基本計画での方向性	第四次推進計画の方向性	
目標3 くともにかがやく あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1) 働く場における女性の活躍を推進します。	54	女性の就職・再就職の支援	育児ママの再就職準備講座満足度 80%	令和4年度 89%	区民 10 従業員 20	望ましいと思う女性の働き方についてみると、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をする方がよい」が5割台半ば近くで最も高く、次いで「子どもができたらず一度退職して子育てに専念し、その後再就職する方がよい」が2割強となっています。また、女性が活躍する上で必要な取組は、「仕事と家事・育児等の両立支援制度の男女差の是正に対する取組」と「出産や育児などによる休業がハンディとならないような人事制度の導入」がそれぞれ4割台半ばとなっています。	国際社会においては、平成27年に国連で決定された持続可能な開発目標(SDGs)において、2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップを確保することが掲げられ、各国で取組が加速しています。	政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、あらゆる分野において女性がその希望に応じて能力を十分に発揮できるよう、情報提供や支援を行い女性の活躍を推進していきます。	●女性の働き方については、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をする」という意識が増加傾向にあり、女性の社会進出の機運が高まっています。しかし、1日の家事や育児等の平均時間は、女性の方が男性よりも長い時間を費やしています。女性が仕事を継続するために、職場での意識・制度改革と男性の家事等への積極参加を促す取り組みが必要です。また、女性が自分に合った働き方を選択し、能力が発揮できるよう、新たな就業につながるスキルアップの支援が必要です。	
	(2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。	58	区の審議会等における女性委員の割合	審議会等における女性委員の比率 40%		区民 13	政策や方針決定の場で女性割合が少ない理由についてみると、「男性優位に組織が運営されているから」(70.3%)が約7割で最も高く、次いで「家庭、職場、地域において性別役割分担の意識が強いから」(43.5%)が4割台半ば近くとなっています。	一方、日本は世界の潮流から遅れを取っています。例えば、世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数2022では、日本は146か国中116位と、G7諸国の中では昨年を引き続き最下位となっています。	区の政策・方針決定過程にさらなる女性の参画が図れるよう、区の審議会等における女性の参画を積極的に推進していきます。	●政策・方針決定過程へ女性の参画を積極的に進め、あらゆる場面に女性の視点を取り入れるとともに、女性の活躍を支援することが必要です。	
	(3) 地域における男女共同参画を推進します。	64	女性の視点を取り入れた避難所の運営	①女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップの実施 10地区 ②全地区でのワークショップの実施結果を踏まえた総括的なシンポジウムの開催 1回	①令和4年度 2回 ②令和4年度 0回 (5年度実施予定)			令和4年度に内閣府が実施した「男女共同参画に関する世論調査」では、「女性が職業をもつことに対する意識」について、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が59.5%で最も高く、次いで「子どもができたらず職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」となっています。			●教育は、男女共同参画意識を育成するために重要な役割を担っています。引き続き、学校教育における男女平等教育を推進することが必要です。
	(4) 教育の場における男女共同参画を推進します。	67	男女共同参画の視点からの教育活動の編成	人権尊重の考え方に基づく教育課程の編成 すべての区立学校で実施	全ての区立学校で実施		区民 33	男女共同参画を進めるために区が力を入れると良いことについてみると、「男女平等の意識を育てる学校教育の充実」(52.3%)が5割強で最も高くなっています。前回調査と比較すると、20.4ポイント上昇しています。			
目標4 くともにおもいやる 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現	(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。	73	配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進	DVIに関する認識度(区政モニターアンケート) 80%	令和4年度 76.5%	区民 10	「DV」の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」(81.8%)と「聞いたことがある」(15.9%)を合わせた、「聞いたことがある(合計)」(97.7%)が9割台半ばを超えています。また、DVだと思ふ行為、思わない行為について、14類型で聞いたところ、全ての行為で前回調査と比較して「DVだと思ふ」のポイントが上昇し、「DVだと思わない」のポイントが下降しました。	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(13年4月)が制定され、H25.6の法改正で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法が準用されることになりました。R元年6月、配偶者暴力防止法の一部改正を含む、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部が改正され、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されるとともに、その保護の適応対象として被害者の同伴家族が含まれました。令和5年3月に内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・国土交通省は、後を絶たない痴漢被害への抜本的な対策の強化のため、5府省庁が一体となって痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方や、今後実施する施策を取りまとめた「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」を発表しました。	配偶者等からの暴力(DV)を防止するためには、暴力について正しく理解することが必要です。DVIについての意識啓発や情報提供など、正しい認識を広めるための取組を推進していきます。	●引き続き、DVは重大な人権侵害であることを広く周知し、若年層からの啓発及び防止に取り組み必要があります。また、配偶者暴力に関する相談機能の充実を図るとともに、より一層の周知を行っていく必要があります。	
	(2) 被害者の相談体制を充実します。	78	DVIに関する専門相談	—	—	区民 30	DVをされた人が誰かに相談したかは、「相談しようとは思わなかった」(46.1%)が4割台半ばを超えて最も高く、次いで「相談した(打ち明けた)」(32.0%)が3割強、「相談したかったが、相談しなかった」(10.7%)が約1割となっています。相談しなかった理由についてみると、「相談するほどのことではないと思った」(30.7%)が約3割で最も高く、次いで「相談しても無駄だと思った」(29.7%)が3割弱、となっています。		また被害者が抱える多様な複雑な問題に対応できるように、配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門の相談員による相談や様々な自立支援の実施に努め、円滑な解決に向けて複合的な支援を行っていきます。	●性犯罪・性暴力は、人権にかかわる社会的な大きな問題です。悪質な犯罪行為の根絶に向けた社会全体の意識の向上や、痴漢対策などを進める必要があります。	
	(3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います。	82	女性・母子等の緊急一時保護	—	—						
	(4) 配偶者等からの暴力の防止に向けた推進体制を充実します。	85	配偶者暴力相談支援センター事業の実施体制の検証及び充実	—	—						
目標5 くともにする 協働により計画を推進するための体制づくり	(1) 区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します。	88 89	男女共同参画推進会議の運営 しんじゅく女性団体会議等の運営	—	「男女共同参画推進会議」や横断的な庁内組織「男女共同参画行政推進連絡会議」を中心に、計画の着実な推進を図り、新たな課題への対応を検討しています。また、NPOや女性団体との協働で男女共同参画に関する講座の実施等を行っています。		—		地域組織やNPO等を「地域における男女共同参画の推進」の主体として位置づけています。	●引き続き、区民や事業者、NPO等との連携・協働により、男女共同参画関連施策を着実に推進していきます。	
	(2) 庁内における計画の推進体制を充実します。	90	男女共同参画行政推進連絡会議の運営	—	—		—		—	—	
	(3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます。	92	国・東京都への要望と連携の強化	—	—		—		—	—	